

請求異議訴訟における仲裁合意の抗弁

東京地裁令和7年12月18日判決(公刊物未登載(令和6年(ワ)第36115号))

三宅法律事務所 弁護士

三宅 淳 Atsushi Miyake

【事案の概要】

本件は、日本法人X（原告）が、米国法人Y（被告）に対し、確定した執行決定のある仲裁判断（以下「本件債務名義」という）の成立、および、それに表示された請求権の存在についての異議を主張して、本件債務名義に基づく強制執行の不許を求めて訴え（以下「本件訴え」という）を提起した事案である。

Yは、エネルギー事業の譲渡契約（以下「本件契約」という）に関する紛争について、本件契約の仲裁条項（以下「本件仲裁合意」という）に基づき、Xおよび米国法人Zを仲裁被申立人、仲裁地を米国ニューヨーク市として、米国仲裁協会国際紛争解決センターに仲裁を申し立てた。仲裁廷は、Xらが連帯してYに271万1807.71米ドルおよび2022年12月10日から支払済みまで1日当たり541.38米ドルを支払うよう命じる仲裁判断（以下「本件仲裁判断」という）をした。その後、Yが東京地方裁判所に本件仲裁判断の執行決定を求める申し立てをしたところ、第一審はXの公序良俗違反（仲裁法45条2項9号）の主張を退けて執行を許可する決定（以下「本件執行決定」という）をし、抗告審はXの日米友好通商航海条約違反等の主張を退けて抗告を棄却し、よって本件執行決定が確定した。

Xは、本件債務名義の執行力の排除を求めるべく、本件契約に署名した取締役Aの代表権の欠缺等を理由として、本件債務名義の成立についての

異議（民事執行法35条1項後段。異議事由①）および本件債務名義に係る請求権の存在についての異議（同前段。異議事由②）を主張するとともに、不法行為（譲渡対象の事業に対する行政処分の可能性の不開示）に基づく損害賠償請求権との相殺による請求権の消滅を理由として、本件債務名義に係る請求権の存在についての異議（同上。異議事由③）を主張して本件訴えを提起した。それに対し、Yは、本案前の抗弁として、異議事由①ないし③が本件仲裁合意の対象に含まれるため、本件訴えは仲裁法14条1項に基づき却下されるべきであると主張した。また、本案の主張として、異議事由①について、本件債務名義は「裁判以外の債務名義」（民事執行法35条1項後段）に当たらない、異議事由②について、本件債務名義は「確定判決」（同2項）に含まれるところ同事由は仲裁判断の審理の終結後に生じた事由でない、異議事由③について、仲裁法14条1項の類推適用により却下されるべきである、とそれぞれ主張した。

【判旨】

訴え棄却（控訴）

1 本案前の抗弁

「本訴の法廷地法たる日本法の仲裁法13条1項が『仲裁合意は（中略）当事者が和解をすることができる民事上の紛争（中略）を対象とする場合に限り、その効力を有する。』とすることから、請求異議の訴えにおいて仲裁合意の存在を本案前

の抗弁として主張できるか否かは、請求異議の訴えにおける訴訟物が『当事者が和解をすることができる』ものといえるか否かで決せられるというべきである。』

「しかるに、請求異議の訴えは、債務名義に表示された特定の請求権と実体的権利関係に不一致が生じたことにより、債務名義上の請求に関する実体法上の異議事由によって債務名義の執行力を排除することを目的とする形成の訴えであり、その訴訟物は、訴訟法上の形成権としての異議権ないし債務名義につき執行力の排除を求め得る地位と解されるところ、これが当事者による自由な処分ができるものではないことは自明である。したがって、請求異議の訴えにおいて、判決主文によって形成されるのと同内容の創造的効果を直接宣言するような内容の訴訟上の和解は許されず、本案前の抗弁として仲裁合意の存在を主張することも許されないことに帰する。」

2 異議事由①

「民事執行法35条1項後段が『裁判以外の債務名義』について、その成立を請求異議の訴えで争えることとしたのは、『裁判』（判決に限らず、決定や命令を当然に含む。同法22条3号参照）である債務名義及び裁判によって完成する債務名義は上訴、異議又は再審によってその成立を裁判手続の過程において争う手段が与えられているのに対して、裁判以外の債務名義についてはその成立を争うこれらの手段が通常存在しないために請求異議の訴えをもって争うことを認めたものと解される。したがって、『確定した執行決定のある仲裁判断』は、文理上も『裁判以外の債務名義』には該当しないし、原告が問題とする仲裁判断の成立の瑕疵は執行決定を求める申立ての手続において争うことができ、執行決定に対して即時抗告をすることもできる（仲裁法46条9項、44条7項）のであるから、民事執行法35条1項後段の上記趣旨からしても、請求異議の訴えにおいて、『確定した執行決定のある仲裁判断』の成立についての異議を主張することは許されないというべきである（東京高等裁判所平成28年（ネ）第4041号平成29年5月18日判決・判例秘書登載参照）。」

3 異議事由②

「民事執行法35条2項が『確定判決』の異議事由を『口頭弁論の終結後に生じたものに限る』として時間的に制限した趣旨は、請求権の存在が確定判決により既判力の基準時である口頭弁論終結時をもって確定された以上、これより前に発生した事由については、債務者が、その存在を知っていたか否かにかかわらず、既判力の効果として主張し得ないことにあり、この趣旨は、確定判決以外の債務名義であっても、既判力を有する場合には妥当するというべきである。そして、仲裁判断は、『確定判決と同一の効力を有する』（仲裁法45条1項本文）とされ、既判力が認められていると解される。そうすると……複合的債務名義たる『確定した執行決定のある仲裁判断』も、民事執行法35条2項の『確定判決』に含まれるというのが相当であり、同項の『口頭弁論の終結後』との文言は、仲裁判断の既判力の基準時である『仲裁判断がされた後』と読み替えられるというべきである。」

「しかるに、原告の主張する異議事由2はいずれも、本件仲裁判断がされた後に生じたものではないから、その主張は理由がないことに帰する。」

4 異議事由③

（前提として）「本件自働債権が『本契約の成立（中略）から生じる（中略）請求』に当たり本件仲裁合意の客観的範囲に含まれ、その対象となることは、本件仲裁合意の文言上、明らかである」し、「本件仲裁合意が無効であると主張する点についても……本件執行決定により執行異議事由の不存在が確定している以上、失当である。」

「相殺の主張については、判決理由中の判断であっても既判力が生じる（民事訴訟法114条2項）。請求異議の訴えにおいても、原告が請求異議事由として、仲裁合意の客観的範囲に含まれる債権を用いた相殺を主張し、これについて裁判所が判断をした場合、自働債権が受働債権と対等額の限度で存在しないという判断に既判力が生じ、自働債権の存否を巡る紛争が訴訟手続で終局的に解決されることとなるが、仲裁合意の客観的範囲に含まれる債権について、裁判所が既判力のある判断を

することは、当事者が合意した事項を仲裁で解決するという仲裁制度の趣旨に明らかに反するから、仲裁合意の客観的範囲に含まれる債権を自働債権として訴訟において主張することは、仲裁法14条1項の趣旨に照らして許されないというべきである。」

「仲裁法14条1項の規定を類推適用して……相殺の主張を許さないものと解するのが相当である。」

【評釈】

I. 本判決の意義

本判決は、請求異議の訴えにおいて仲裁合意の存在を妨訴抗弁として主張できるかどうかを判断した初めての裁判例である。結論として、訴え自体が仲裁法14条1項の適用により却下されることはない（仲裁合意の存在を妨訴抗弁として主張できない）が、異議事由として仲裁合意の対象となる債権を自働債権とする相殺を主張することは、仲裁法14条1項の類推適用により許されないと判示した。また、本判決は、「裁判以外の債務名義」（民事執行法35条1項後段）および「確定判決」（同2項）の解釈について、東京高判平成29年5月18日公刊物未登載（2017WLJPCA05186002）を踏襲した。本判決により、確定した執行決定のある仲裁判断を債務名義とする請求異議の訴えにおいて、前提となる法律上の論点についての一層の予見可能性が与えられ、その結果、強制執行を妨害するための訴訟を抑制し、または、提起された場合でも迅速な審理が期待できるなど、仲裁判断の執行手続がより円滑になることが期待される。

II. 仲裁合意の抗弁

仲裁合意の対象となる紛争について訴えが提起され、被告が仲裁合意に基づく妨訴抗弁（仲裁合意の抗弁）を提出した場合、裁判所は訴えを却下しなければならない（仲裁法14条1項本文）。同条項は、本件のように仲裁地が日本国外にある場合にも適用されるが（同3条2項）、請求異議の訴えにおいて提出できるかどうかは、民事保全手続を除いて（同15条）、仲裁合意の抗弁を提出できる手続について定めがないことから解釈による¹⁾。この論点は、ある紛争を仲裁によって解決できるかどうかという仲裁可能性の問題（請求異議の訴えに仲裁可能性が認められれば仲裁合意の抗弁を提出できる）として議論されてきた²⁾。本判決もこの枠組みに依拠して仲裁合意の抗弁を請求異議の訴えにおいて提出できるかどうかを判断している。

本判決は、仲裁可能性の有無について、訴訟物が「当事者が和解をすることができる」（仲裁法13条1項）ものであるかどうか、言い換えると、「当事者による自由な処分ができる」ものであるかどうかを判断基準として掲げた。そのうえで、本判決は、請求異議の訴えの訴訟物は「訴訟法上の形成権としての異議権ないし債務名義につき執行力の排除を求め得る地位」とし、「これが当事者による自由な処分ができるものではないことは自明である」から仲裁可能性がなく、したがって仲裁合意の抗弁は提出できないと判示した。

上記の立論過程において、本判決は前提となる複数の論点について立場を明らかにしている。第1に、仲裁可能性の準拠法を法廷地法である日本法と決定（仲裁法13条1項は仲裁地が日本国外にある場合そのままでは適用されないが〔同3条〕、仲裁可能性の準拠法を法廷地法と決定することに

1) 執行関係訴訟（請求異議の訴え、第三者異議の訴え）のほか、手形・小切手訴訟、督促手続などについて議論されている（中村達也『仲裁法概説』（成文堂、2022年）72頁、小島武司＝猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014年）120頁、小島武司＝高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』（青林書院、2007年）69頁〔豊田博昭〕）。もっとも、強制執行手続に関係しているとはいえ、請求異議の訴えは狭義の民事訴訟手続（判決手続）によって行われるから、本質的には手続の問題というよりも内容（仲裁可能性）の問題であろう。

2) 仲裁可能性を①「民事上の紛争」（仲裁法2条1項）と②和解可能性（同13条1項）の2つの要素に分けたうえで、前者（①）の問題として議論している教科書もある（小島＝猪股・前掲注1）69-74頁。ただし、猪股孝史「仲裁合意の本旨そして仲裁可能性」JCA53巻7号（2006年）注14参照。

よって適用)した。仲裁可能性の準拠法は、本件のように仲裁地が日本国外にある場合の妨訴抗弁の局面において見解が多岐に分かれているが³⁾、本件は国家作用としての強制執行の不許を求める訴えであるから、公序の観点から日本法を適用するという結論に異論はないと思われる⁴⁾。第2に、請求異議の訴えの性質を形成の訴え、訴訟物を異議権ないし法律上の地位と解釈した。訴えの性質は判例・通説⁵⁾、訴訟物は多数説であり⁶⁾、本判決は、特に、大阪高判昭和55年5月28日高民集33巻2号73頁を踏襲していると思われる⁷⁾。第3に、「和解」(仲裁法13条1項)を訴訟上の和解と解釈した⁸⁾。そのうえで、本判決は、請求異議の訴えにおいて、判決主文によって形成されるのと同じ内容の創造的効果を有する訴訟上の和解は許されない⁹⁾、言い換えると、訴訟物が「当事者が和解をすることができ」ないものであるから、仲裁可能性がなく、仲裁合意の抗弁は提出できないと結論づけた¹⁰⁾。訴えの性質・訴訟物についての上記の立場を前提とすれば、論理的な説明に見える。

Ⅲ. 仲裁合意と相殺

請求異議の訴えにおいて仲裁合意の抗弁を提出

できないとしても、異議事由が仲裁合意の対象となる債権を自働債権とする相殺(異議事由③)である場合、別途、検討が必要である。すなわち、相殺はその当否が判決理由中において示されると自働債権が受働債権と対当額の限度で存在しないという判断に既判力が生じる(民事訴訟法114条2項)。そうすると自働債権が仲裁合意の対象である場合、当事者が仲裁による解決を合意したにも関わらず、訴訟によって同債権の有無をめぐる紛争が終局的に解決されてしまう。これは、請求異議の訴えに限らず、訴訟手続において仲裁合意の対象となる債権を自働債権とする相殺の抗弁が提出された場合に生じる問題である。

この論点の前提として、原告が本件仲裁合意の準拠法であるニューヨーク法によれば不法行為に基づく損害賠償請求権(自働債権)は本件仲裁合意の客観的範囲に含まれないと主張したのに対し、本判決は、文理解釈により、同債権が本件仲裁合意の客観的範囲に含まれると判断した¹¹⁾。そのうえで、本判決は、「仲裁合意の客観的範囲に含まれる債権について、裁判所が既判力のある判断をすることは、当事者が合意した事項を仲裁で解決するという仲裁制度の趣旨に明らかに反する」とし、訴訟において仲裁合意の対象となる債

3) 中村・前掲注1) 344-345頁参照。

4) 日本の公序に反しない限り仲裁地法を適用するという有力な見解が主張されているところ(中野俊一郎『国際仲裁と国際私法』(信山社、2023年)32頁、中村・前掲注1)348頁)、本件の場合、結論は同じになると思われる。

5) 大判昭和7年11月30日民集11巻2216頁、伊藤眞『民事訴訟法(第8版)』(有斐閣、2023年)176頁ほか。なお、最判昭和40年7月8日民集19巻5号1170頁は、「請求異議の訴は、債務名義の存在を前提とし、その執行力の排除を目的とする訴である」と説示している。

6) 上原敏夫ほか『民事執行・保全法(第7版)』(有斐閣アルマ、2024年)88頁、司法研修所編『執行関係等訴訟に関する実務上の諸問題』(法曹界、1989年)32頁。

7) ただし、訴訟物について、同裁判例の学説上の位置づけは見解が分かれている(中野貞一郎『民事執行法(増補新訂6版)』(青林書院、2010年)239頁、司法研修所編・前掲注6)30頁)。

8) 「和解」の意義について、民法上の和解、訴訟上の和解、仲裁法上の和解などの見解に分かれているという(小島＝猪股・前掲注1)76頁)。

9) 法が形成判決によって原告の請求を実現させようとした趣旨は当事者の合意または意思表示によって形成判決の主文と同一の創設的効果を発生させることを禁じることにあり、と説明されている(司法研修所編・前掲注6)133-134頁、岩松＝兼子一編『法律実務講座 民事訴訟編 第3巻 第1審手続(2)』[有斐閣、1959年]127-128頁)。

10) 請求異議の訴えにおいても形成的効果を含まない訴訟上の和解は認められているから(司法研修所編・前掲注6)134頁、岩松＝兼子一編・前掲注9)128頁)、その限度で仲裁可能性が認められるという見解(小島＝猪股・前掲注1)73頁)、仲裁可能性は認められないものの、弁済、相殺等の異議事由が仲裁合意の対象となる場合、仲裁鑑定契約の対象となる事項が請求の前提問題である場合と同じく仲裁廷による判断がされるまで裁判所は審理し得ないという見解もある(中村・前掲注1)72頁)。

権を自働債権とする相殺の主張がされた場合、相殺について別段の合意がない限り、仲裁法14条1項を類推適用して相殺の主張を許さないと判示した。これは学説における通説的な見解であり¹²⁾、調査した限り、本判例はこの論点について初めて判断を示した裁判例である¹³⁾。

なお、本件契約の署名者の代表権の欠缺等を理由とする本件仲裁合意の無効が主張されており、これが仲裁法14条1項の消極要件（同但書1号）に該当し得るところ、本判決は、本件仲裁判断に対する執行決定が確定していることから執行拒否事由は主張できないと判示している。これは執行決定に執行拒否事由の不存在についての既判力を認めたと評価できる¹⁴⁾。

Ⅳ. 「裁判以外の債務名義」と「確定判決」

本判決は、「裁判以外の債務名義」（民事執行法35条1項後段）および「確定判決」（同2項）の解釈について、前掲東京高判平成29年5月18日¹⁵⁾を踏襲した。すなわち、確定した執行決定のある仲

裁判は「裁判以外の債務名義」でなく「確定判決」に当たり、同項の「口頭弁論の終結後」の文言は「仲裁判断がされた後」と読み替えられる。したがって原告は本件債務名義の成立についての異議（異議事由①）を主張することも、本件仲裁判断がされる前に生じた異議事由（異議事由②）を主張することも許されない¹⁶⁾、と判示した。なお、本件の結論には影響しないが、文言の読み替えを見ると、本判決は仲裁判断の既判力の基準時を仲裁判断時と解釈しているようである。しかし、確定判決の既判力の基準時が事実審の口頭弁論終結時とされているのは当事者がその時点まで事実と証拠を提出できるからであり¹⁷⁾、仲裁の場合も当事者が事実と証拠を提出できる最後の時点を基準時とするのが論理的である¹⁸⁾。確かに、判決書と異なり（民事訴訟法252条1項4号）、仲裁判断書には事実審理の終結日が常に記載されるわけではなく¹⁹⁾、仲裁判断書から日付を特定できない場合があり得る。しかし、仲裁判断の既判力の調査には弁論主義が適用されるため²⁰⁾、例えば、事実審理の終結後、仲裁判断前の弁済が異議事由として

11) 最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁（リングリング・サーカス事件）において、最高裁は、仲裁合意の準拠法を「ニューヨーク市において適用される法律」としたうえで、不法行為に基づく損害賠償請求も契約上の紛争に関する仲裁合意の客観的範囲に含まれると判示している。なお、日本法の下でも不法行為に基づく損害賠償請求は契約上の紛争に関する仲裁合意の客観的範囲に含まれると解されている（名古屋地判平成7年10月27日海法150号33頁、小島＝猪股・前掲注1）137頁ほか）。

12) 中村・前掲注1）197頁、山本和彦＝山田文『ADR仲裁法（第2版）』（日本評論社、2015年）322頁〔山本和彦〕、小島＝猪股・前掲注1）146頁、小島＝高桑・前掲注1）70頁〔豊田博昭〕。

13) なお、外国裁判所の専属的管轄合意のある債権を自働債権とする内国裁判所における相殺の抗弁を許した裁判例がある（東京地判平成25年4月26日公刊物未登載〔平成23年(ワ)第19406号〕）。

14) 中野・前掲注7）202頁、小島＝高桑・前掲注1）282頁〔高田裕成〕参照。なお、本判決は特別抗告が棄却された時点で本件執行決定が確定したと言っているように読めるが（本判決第2(4)ウ）、特別抗告には確定遮断効がないため（民事訴訟法336条3項、116条1項）、本件執行決定が確定したのは、即時抗告を棄却する決定が告知された時点である（同119条）。

15) 同判決は、原審である東京地判平成28年7月13日判時2320号64頁を是認した。判例研究として、中村達也「確定した執行決定のある仲裁判断に基づく強制執行に対する請求異議の訴え」最先端技術関連法研究第17号（2018年）51頁がある。

16) なお、原告の主張によれば、基準時に相殺適状が存在し、基準時後に相殺の意思表示がされているものの、相殺の効力が生じるのは相殺の意思表示がなされた時点であるから（判例・通説）、異議事由③は本件仲裁判断の既判力に抵触しない。

17) 伊藤・前掲注5）585頁。

18) 中村・前掲注1）251頁、山本＝山田・前掲注11）360頁〔山本和彦〕、小島＝猪股・前掲注1）435頁。

19) 例えば日本の仲裁法は仲裁判断書の作成日の記載しか要求していない（仲裁法39条3項）。

20) 小島＝猪股・前掲注1）425頁。中村・前掲注1）246-248頁は職権調査事項と主張するが、仲裁判断は非公開であるうえ、外国仲裁判断も含まれるから現実的でない。

主張される場合、事実審理の終結日の立証責任の問題として処理できる²¹⁾。この見解に立つと、本件仲裁判断には手続履歴として2022年6月26日に

事実審理を終結したことが記載されているから²²⁾、既判力の基準時は同日となる。



21) 原告が請求権の消滅事由（本来、再抗弁事実であるが、請求原因にせりあげて主張する必要があると説明されている〔司法研修所編・前掲注6) 116頁〕）として弁済の事実を主張立証した場合、被告は既判力の抗弁（民事執行法35条2項）として弁済よりも後の事実審理の終結日の主張立証責任を負うと解される。

22) 一部終局判断・パラグラフ20参照。なお、本件訴えに先行する一部終局判断および終局判断（以上、本件仲裁判断）、本件執行決定、抗告審（高裁）決定は、いずれも下のウェブページで全文を閲覧可能である。<https://miyake.law/jp/tokyo-high-court-2024-10-1>（2026年5月26日最終閲覧）